

舞 鶴 総 第 63 号

令和 5 年 6 月 12 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 5 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 5 年 6 月 7 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

699,930 円

2 事件の概要

市所有自動車が無鶴市清掃事務所敷地内の相手方所有のフェンスに衝突し、フェンス及びフェンスの下部に敷設されている給水管を損傷させた。

3 発生年月日

令和 5 年 1 月 25 日

4 発生場所

舞鶴市字森地内

舞鶴市清掃事務所